障害福祉サービスに対する指導検査について

実施概要

・障害者総合支援法、児童福祉法等の規定に基づき、障害福祉サービス事業所等に対して、法令に定める最低基準等に対する適合状況について検査を行い、サービスの質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図ることを目的として実施

都における実施状況

・障害者総合支援法等に基づき、障害福祉サービス事業所に対し下記の指導検査等を実施

- **実地での指導**　施設の運営状況等や、基準等に定めるサービス内容等の適合状況を確認
- **監　　査**　法令等の違反、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査
- **集団指導**　全事業所を対象に、動画配信による指導（制度改正の周知や不適切な事例の共有等）を実施

※その他、区市町村による実地指導も実施

区市町村の取組に対する都の支援

・都と区市町村の合同検査の実施、派遣研修生の受入れ、区市町村職員向け研修等による技術的支援を実施
・区市町村との連絡会の定期的開催により情報共有
・区市町村の事務の一部を指定法人に委託できる「指定事務受託法人制度」に基づき、都は法人を指定
・指導検査業務システムの区市町村との共同利用を令和８年度から開始し、業務の効率化等を支援